

津市訓第44号

商工観光部

津市創業資金融資に係る補給金交付要綱を次のように定める。

平成29年4月1日

津市長 前 葉 泰 幸

津市創業資金融資に係る補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内において創業する者の経営の安定及び事業の発展を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補給金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補給金の名称等)

第2条 補給金の名称、交付の目的、交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、交付限度額及び交付の対象となる者は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限等)

第3条 規則第3条第1項の別に定める期日及び同項第4号の市長が必要と認める書類については、別に定める。

(申請の取下げ)

第4条 規則第7条の市長が定める期日は、補給金の交付の申請をした者が規則第6条各項の規定による決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に創業に係る融資を受ける者について適用する。